

旅券(パスポート)の申請案内(書面申請)

◆この案内は、旅券を窓口で申請する際(①初めて申請する場合、②前の旅券が期限切れの場合、③旅券の有効期間が1年未満となり切替える場合、④戸籍上の氏名又は都道府県名等の変更に伴い有効旅券を切替える場合)の要領を記載しています。〔山形県パスポート〕で検索)詳しくは、県のホームページをご覧ください。

◆令和7年3月24日から、新規申請等もオンライン申請ができるようになりました。この場合、手数料をクレジットカードでお支払いすることもできます。お手持ちのスマートフォンで、WEBサイト「マイナポータル」から申請できます。

(2025.9.29)

(裏面に記入例あり)

●必要な書類と注意事項	ダウンロード申請書を用いた申請もできます。〔ダウンロード申請書〕で検索)		
1 一般旅券発給申請書 1通 (申請書は旅券窓口にあります)	・5年旅券用と10年旅券用の2種類があります。 ・18歳以上の方は5年旅券と10年旅券のどちらかを選択できます。 ・18歳未満の方は5年旅券のみの申請となります。		
2 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 (発行日から6か月以内のもの)	・同一戸籍の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で構いません。 ・2枚以上になっている戸籍謄本はそのまま外さずお持ちください。 ・有効期間内の旅券をお持ちの方で、戸籍上の氏名・都道府県名等に変更のない方は、省略できます。変更のある方は、前の旅券申請時から現在までの状況が確認できる戸籍謄本が必要です。 (なお、戸籍謄本の提出が省略できる方も申請書には本籍地を記入する必要がありますので、事前に本籍地を確認してください。)		
3 写真 1枚 (6か月以内に撮影したもの) 写真は裏面に氏名を記入のうえ申請書に貼らずにお持ちください。 (単位:mm)	17±2 2以上 4±2 34±2 7±2 35 45 左右の端から2mmの部分は写りません。耳等が入らないようにご注意ください。 ※より確実な本人確認のため、眼鏡を外した顔写真を推奨します。		
4 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可) (代理で提出する場合は、申請者本人の本人確認書類のほか、代理人の本人確認書類も必要です。)	①1点で確認できる書類 有効な日本国旅券(失効後6か月以内も可)、運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁(独立行政法人、特殊法人等を含む)の職員の身分証明書(写真のあるもの)、写真付き身体障がい者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)等 ②2点での確認が必要な書類 (①の書類がない場合) (イ+ロ) 又は (イ+イ) (イ) (ロ) 資格確認書(健康保険、国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合制度)、介護保険被保険者証、国民年金・厚生年金・船員保険の年金手帳(証書)、印鑑登録証明書(登録印鑑もご持参ください) ※令和6年12月2日時点で、手元にある保険証は最長1年間使用できます。 母子手帳(小学生以下に限る)、学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書(いずれも写真が貼ってあり、生年月日の記載のあるもの)、療育手帳、失効旅券(失効後6か月を経過したもの)、本籍地市町村発行の身分証明書、在学証明書、直近の納税証明書(所得税・住民税に限る)等		
5 前回取得した旅券	・以前、旅券を取得したことのある方は、最後に取得した旅券を持参してください。 ・有効期間内の旅券を切替える場合は、申請時に有効な旅券の提示が必要です。 なお、有効な旅券は、交付時に返納していただきます。(残りの期間は失効します。)		
6 その他 ・新たに旅券が発給されるたびに旅券番号は変わります。 ・申請後の取り下げはできません。	◆山形県に住民登録していない方の旅券申請(居所申請)、申請には必ずご本人がお越しください。 ○他都道府県に住民登録があり、県内に居所を有している方の申請 上記の書類のほか、住民票(発行後6か月以内のもの)及び山形県内に住んでいることを証明する書類(直近の消印のある郵便物や公共料金請求書等)と居所をしている理由を示す書類(学生証や社員証等)が必要になります。 ○一時帰国の方(日本国内に住民登録のない方)の申請 一時帰国であることを証明する書類(永住、長期商用などの査証、外国人登録証、永住証明書など)が必要です。		

●申請上の注意

○本人が申請に来られない場合(代理提出)

旅券申請は、申請者本人がご自身で行うのが原則ですが、申請者の指定する方が代わって提出することもできます。
(旅券を損傷した方、紛失・焼失した方、居所申請の方、一時帰国の方、刑罰等関係の欄で「はい」に該当する方は、代理提出はできません。)

1) 本人申請の際の必要書類の他に**代理人の本人確認書類**(本人、代理人とも原本)が必要になります。
2) (申請書裏面の)「**申請書類等提出委任申出書**」に、**申請者本人と引受人(代理人)の記入**が必要です。
3) 10人以上の代理提出の場合は、事前に予約が必要です。予約のない場合、当日受付できないこともあります。

○有効な旅券を紛失(焼失)した場合

本人(代理は不可)による紛失(焼失)届の手続きが必要となります。(写真1枚が必要)

○刑罰等関係の欄で「はい」に該当する方

申請(代理は不可)に加え別の手続きも必要となりますので、あらかじめ**パスポートセンター**(☎023-647-2566)にお問い合わせください。

○旅券の氏名や本籍(都道府県)に変更があった場合、又は査証欄の余白がなくなった場合

残存有効期限同一旅券(残っている有効期間がそのまま継続)の申請、又は新たな旅券(有効期間10年又は5年)の申請のいずれかを申請することができます。

○未成年者(申請時18歳未満の方)の旅券申請

申請書(裏)の「法定代理人署名」の欄に親権者(父または母)の署名が必要です。切替申請で戸籍謄本が省略できる場合でも、申請者と親権者の姓が違う場合などは、戸籍謄本等を確認させていただく場合があります。

●旅券の受領

申請日から6か月以内に旅券を受領しないと失効します。
この場合、次回申請時に通常より高い手数料を徴収する場合があります。

○本人の受領

旅券のお受取りは必ず申請者本人がおいでください。代理受領はできません。
幼児の場合は、法定代理人等がお子様と一緒においでください。

○交付までの日数

新規申請の場合、申請日を1日目と数え、土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除いて、**パスポートセンター**では**9日目**から、総合支庁等では**12日目**からお渡しできます。

○手数料

旅券を受取るときに、山形県収入証紙と収入印紙で納めてください。

旅券の種類	山形県収入証紙	収入印紙	計
10年間有効旅券	2,300円(※)	14,000円	16,300円
5年間有効旅券(申請者が12歳以上の場合)	2,300円(※)	9,000円	11,300円
5年間有効旅券(申請者が12歳未満の場合)	2,300円(※)	4,000円	6,300円
残存有効期間が同一の旅券	2,300円(※)	4,000円	6,300円

◆パスポートセンターでは山形県収入証紙及び収入印紙のセットを1階のコピーで、総合支庁(西置賜を除く)、酒田市役所及び天童市役所では売店等で取り扱っています。
お支払いは現金のみです。詳しくは交付窓口で確認ください。

●旅券窓口

不明な点は下記の窓口にお気軽にお問い合わせください。

山形県パスポートセンター	〒990-8580 山形市城南町1-1-1霞城セントラル2F	☎023-647-2566
※申請・交付の方には霞城セントラルパーキング又は山形駅東口交通センター駐車場の駐車券を持参いただければサービス券を交付します。 (交付は、申請手続の完了時(1時間分)と旅券の交付時(30分)のみに限定させていただいております。)		
村山総合支庁西村山地域振興局旅券事務室(1階)	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355	☎0237-86-8197
村山総合支庁北村山地域振興局旅券事務室(1階)	〒995-0024 村山市榑岡笛田4-5-1	☎0237-47-8607
最上総合支庁旅券事務室(1階)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	☎0233-29-1218
置賜総合支庁旅券事務室(1階)	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	☎0238-26-6001
置賜総合支庁西置賜地域振興局旅券事務室(1階)	〒993-8501 長井市高野町2-3-1	☎0238-88-8202
庄内総合支庁旅券事務室(1階)	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	☎0235-66-5408
※鶴岡市、酒田市、天童市に住民登録されている方又は居所している方は、それぞれの市役所又はパスポートセンターでの申請・交付になります。		
鶴岡市役所市民課(1階)	〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25	☎0235-35-1194
酒田市役所市民課(1階)	〒998-8540 酒田市本町2-2-45	☎0234-26-5723
天童市役所市民課(1階)	〒994-8510 天童市老野森1-1-1	☎023-654-1111(内線717)

業務時間(申請は審査に時間がかかりますので16時頃までに来所されるようお願いします。)	
パスポートセンター(土曜日と祝日は休み) 申請: 月～金 9:00～17:00 交付: 月～木 9:00～18:00 金・日 9:00～17:00 (日曜日の交付は、パスポートセンターでのみ実施)	総合支庁(庄内・最上・置賜)・総合支庁地域振興局(西村山・北村山・西置賜) 申請: 月～金 9:00～17:00 交付: 月～金 9:00～17:00 鶴岡・酒田・天童市役所 申請: 月～金 8:30～17:15 交付: 月～金 8:30～17:15

(裏面に記入例あり) 祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)・年末年始(12/29～1/3)は休みです。

